

地域指定年度	昭和45年度
整備計画策定年度	昭和45年度
計画見直し年度	昭和58年度
	平成20年度
	平成24年度

新冠町農業振興地域整備計画書

令和4年6月

北海道新冠郡新冠町

目 次

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	6
ア	農用地等利用の方針	6
イ	用途区分の構想	6
2	農用地利用計画	7
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
4	他事業との関連	9
第 3	農用地等の保全計画	10
1	農用地等の保全の方向	10
2	農用地等保全整備計画	10
3	農用地等の保全のための活動	10
4	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画	11
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する 誘導方向	11
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	11
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	20
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を 図るための方策	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20

第 5	農業近代化施設の整備計画	2 1
1	農業近代化施設の整備の方向	2 1
2	農業近代化施設整備計画	2 1
3	森林の整備その他林業の振興との関連	2 1
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	2 2
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	2 2
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	2 2
3	農業を担うべき者のための支援の活動	2 2
4	森林の整備その他林業の振興との関連	2 2
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	2 3
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	2 3
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	2 3
3	農業従事者就業促進施設	2 3
4	森林の整備その他林業の振興との関連	2 3
第 8	生活環境施設の整備計画	2 4
1	生活環境施設の整備の目標	2 4
2	生活環境施設の整備計画	2 4
3	森林の整備その他林業の振興との関連	2 4
4	その他の施設の整備に関わる事業との関連	2 4
第 9	附図	
別記	農用地利用計画	
	(1) 農用地区域	
	(2) 用途区分	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本地域は、日高振興局管内のほぼ中央部に位置し、東側は丘陵性台地によって新ひだか町（旧静内町）に接し、西側は厚別川によって日高町（旧門別町）と境をなし、北側は日高山脈をもって十勝に連なり、南側は太平洋に面した農業を基幹産業とする人口5,775人（平成22年国勢調査）の農村地帯である。

気候は、道内でも比較的温暖な地帯に属し、積雪が少なく、夏期から秋期にかけての日照時間が長く、また、気温も高いので農作物の栽培に適した地域である。

土壌条件としては、有珠、樽前両系の火山灰層で被覆されており、表土は総体的に腐植に富んだ厚さ15cm内外の火山灰性砂壤土で形成され、地味肥沃で水稻と軽種馬・乳用牛・肉用牛等の家畜飼料用牧草に利用されている。

本地域の産業動向は、農業を基幹産業とする第1次産業中心で、平成17年現在、農業が286戸で、総戸数の11.6%を占めている。就業構造では、就業者3,118人のうち、第1次産業が1,314人で42.1%、第2次産業が453人で14.5%、第3次産業が1,350人で43.3%の割合になっている。なかでも農業は1,218人の就業者で、総体の39.1%になり、産業別で最も多い就業率を占めている。生産額は、総額15,442百万円で、このうち農業生産額は7,740百万円と50%を占めている。

農業は、近年、離農等により農家数、人口とも減少し、農用地の分散が激しくなるなどの問題を提起しているが、基幹産業である農業を中心とした第1次産業の振興発展を図るために、平成23年度に策定した第5次新冠町農業振興計画に基づき振興策を積極的に推進する。

現在の土地利用状況は、総面積15,883haのうち、農用地が7,589.8ha、山林原野が4,984ha、農業用施設用地143ha、住宅地332ha、その他2,823.2haとなっているが、今後は、山林原野のうち農用地及び混牧林地に利用できる土地を転換して有効利用を図る計画を樹立するとともに、逆に農用地から農業用施設用地、公共施設用地等に転用するなど、長期的展望にたった合理的な用途間の調整を行い、総合的な土地利用計画を設定する。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		山林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成22年)	7,589.8	47.8	143	0.9	(88) 4,984	31.4	332	2.1	11	0.1	2,823.2	17.7	15,883	100
目標	9,972	62.8	150	1.0	(1,190) 2,789	17.5	413	2.6	20	0.1	2,539	16.5	15,883	100
増減	2,382.2		7		(1,102) △2,195		81		9		△284.2		0	

(注) () 内は、混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 7, 589.8haのうち、概ね次に掲げる144haを除いた7,445.8haについて、農用地区域を設定する方針である。

a. 集落区域内に介在する農用地

該当集落名 ○新冠市街区(字北星町・字東町・字中央町)－(A-1)
○新和市街区(字新和)－(A-2)

当該農用地面積 45ha

b. その他

(a) 学校施設用地及び地域住民の研修・集会等公共施設用地 4ha。

(b) 林業構造改善事業に基づく森林公園及び附帯設備施設用地並びに自然公園用地 66ha

(c) 山林・原野に囲まれた点在農用地、道路に囲まれ小面積の農用地及び凹地の農用地のため、一体的活用が図れない農用地 11ha

(d) 取り囲む周囲の環境により他の用途で活用を図る農用地 18ha

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし					

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地区内にある土地改良施設のうち(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置(集落名等)	面積	土地改良施設等の種類
該当なし		ha	
計			

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地区内にある現況農業用施設用地のうち(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものについては、現在、世帯農業者が所有する施設用地であり、当該農用地と一体的に保全する必要があるため、今後とも確保する方針である。

農業用施設の名称	位置(集落名等)	面積	農業用施設等の種類
(有)日高軽種馬共同育成公社	節婦町	1.8ha	坂路馬場
計			

(エ) 現況山林原野についての農用地区域の設定方針

地域農業の近代化、経営規模の拡大及び経営形態の改善には、総面積の31.4%を占めている山林原野4,984haの活用しかなく、これら山林原野のうち、農用地及び混牧林地に使用できる3,569haと比較的平坦で牧草地等畑として活用できる2,292haを畑に、傾斜がきつい等で畑としての利用が不向きで、肥料・飼料・敷き草などの採草や牛・馬の放牧に使用できる87haを採草放牧地に、林木の育成と合せ林間地を放牧に使用できる1,190haを混牧林地に設定する方針である。

土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積 (ha)	利用しようとする用途	備考
林地	字 西泊津	私有地	18	畑	
〃	字 東泊津	〃	19	〃	
〃	〃	町有地	1	〃	
〃	字 高江	私有地	21	〃	
〃	字 朝日	〃	78	〃	
〃	〃	町有地	2	〃	
〃	字 緑丘	私有地	78	〃	
〃	〃	町有地	9	〃	
〃	字 古岸	私有地	77	〃	
〃	字 大富	〃	6	〃	
〃	〃	町有地	1	〃	
〃	字 万世	私有地	71	〃	
〃	〃	町有地	1	〃	
〃	字 明和	私有地	115	〃	
〃	〃	町有地	1	〃	
〃	字 新栄	私有地	72	〃	
〃	字 泉	〃	160	〃	
〃	〃	町有地	3	〃	
〃	字 若園	私有地	32	〃	
〃	〃	町有地	7	〃	
〃	字 岩清水	私有地	16	〃	
〃	字 節婦町	〃	36	〃	
〃	〃	町有地	10	〃	
〃	字 大狩部	私有地	105	〃	
〃	〃	町有地	3	〃	
〃	字 共栄	私有地	102	〃	
〃	字 東川	〃	77	〃	
〃	字 東川	町有地	133	〃	
〃	字 美宇	私有地	152	〃	
〃	〃	町有地	32	〃	
〃	字 太陽	私有地	173	〃	
〃	字 新和	〃	60	〃	
〃	字 里平	〃	98	〃	
原野	字 西泊津	私有地	33	〃	
〃	字 東泊津	〃	3	〃	
〃	字 高江	〃	1	〃	
〃	字 朝日	〃	10	〃	
〃	字 緑丘	〃	10	〃	
〃	〃	町有地	53	〃	
〃	字 古岸	私有地	1	〃	
〃	字 大富	〃	5	〃	
〃	〃	町有地	1	〃	
〃	字 万世	私有地	28	〃	
〃	字 明和	〃	3	〃	
〃	字 新栄	〃	3	〃	

土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積 (ha)	利用しようとする用途	備考
原野	字 泉	私有地	7	畑	
"	字 若 園	"	1	"	
"	字 節婦町	"	19	"	
"	"	町有地	3	"	
"	字 大狩部	私有地	12	"	
"	字 共 栄	"	12	"	
"	字 東 川	"	32	"	
"	"	町有地	2	"	
"	字 美 宇	私有地	12	"	
"	"	町有地	2	"	
"	字 太 陽	"	12	"	
"	字 新 和	"	5	"	
"	字 里 平	"	5	"	
林地	字 西泊津	私有地	58	混牧林地	
"	字 東泊津	"	54	"	
"	字 高 江	"	13	"	
"	字 朝 日	"	32	"	
"	字 緑 丘	"	11	"	
"	"	町有地	80	"	
"	字 古 岸	私有地	16	"	
"	"	町有地	1	"	
"	字 万 世	私有地	43	"	
"	"	町有地	53	"	
"	字 明 和	"	54	"	
"	字 新 栄	私有地	80	"	
"	字 泉	"	74	"	
"	字 若 園	"	51	"	
"	"	町有地	2	"	
"	字 岩清水	私有地	32	"	
"	字 節婦町	"	106	"	
"	字 大狩部	"	124	"	
"	字 共 栄	"	24	"	
"	字 東 川	"	108	"	
"	字 美 宇	"	59	"	
原野	字 東泊津	"	2	"	
林地	字 西泊津	私有地	5	採草放牧地	
"	字 節婦町	私有地	7	"	
"	字 大狩部	"	17	"	
原野	字 西泊津	私有地	12	"	
"	字 明 和	"	23	"	
"	字 節婦町	"	3	"	
"	字 共 栄	"	20	"	
			3, 208		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地面積は7,589.8haで、その分布は、地域の中央部を流れる新冠川及び日高町との町界をなしている厚別川の流域沿いにあり、地形的には、平坦地及び後背段丘地となっている。河川流域の平坦地は、主として水稲耕作及び軽種馬の生産育成に利用されているが、農道・区画整理・用排水路がほぼ整備され、大型機械化体系に対応し、共同利用による効率的農作業を実施していることから将来とも水稲耕作及び軽種馬の生産育成に利用する。

一方、後背段丘地帯は、酪農を主体とする畜産経営のための草地等飼料作物畑又は、放牧地となっていること等から、今後とも畑として利用する。

地域における土地利用の基本は、現在、実施している中山間地域総合整備事業及び畜産担い手育成総合整備事業等による、客土、暗渠排水等土地基盤整備事業を積極的に進めて地力の維持向上、土地の有効利用を図り、機械等の共同利用による農作業の効率化の推進に努め、生産性の向上及び水稲・酪農・軽種馬生産・肉牛生産・施設野菜等の営農類型を確立して農家経済の安定向上を図る。

また、公共牧場の役割については、飼料の高騰などにより今後ますます地区内での飼料供給の重要性が高まり、預託についての増加要望が高まることが予想される。乳用牛については、高齢化や後継者不足等により年々農家戸数も減少してきており、今後、横ばい或いは、減少傾向での推移と見込まれているが、肉用牛（繁殖牛）は、増加傾向にあり、労働力負担の面及び優良な繁殖牛の確保による素牛経営のさらなる振興を進めていくためにも、公共牧場への預託要望が高まることから、自給飼料確保のための基盤整備が求められており、公共牧場を整備し、町の基幹作目である酪農・肉用牛の振興を図る。

(単位：h a)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
新冠	6,827	9,260	2,433	636	636	0	88	1,288	1,200	143	150	7	7,698	11,334	3,636	3,208

イ 用途区分の構想

本地区の用途区分については、各区域とも共通した土地条件を有していることを考慮しつつ、河川流域の平坦地における水田経営と軽種馬生産経営の専業及び複合経営、並びに後背段丘地の酪農専業経営、肉牛、水稲の複合経営等各型態に対応する用途区分を設定する。

(ア) 新冠川水系に属する流域（A-1）

新冠川流域の平坦部の字大富、字万世、字古岸、字新栄、字泉、字若園の農用地は、水利に恵まれた歴史ある水田地帯であり、ほ場整備、客土、用排水路設備もほぼ完備し、大型機械化体系に対応する条件を具備していることから田として利用する。

また、新冠市街地に隣接する一部農用地、字高江、字朝日及び後背段丘平坦地に所在する字西泊津、字東泊津、字節婦町の農用地は、一部酪農を含め概ね軽種馬生産地帯であり、今後も草地更新、客土、ほ場整備、湿地帯には明渠、暗渠排水等の基盤整備を進めて地力の増進をはかり、牧草収量のアップと良品質の粗飼料確保に努め、畑として利用する。

一方、奥地帯に広がる傾斜地及び高台地帯の字緑丘、字明和、字新栄の高台、字古岸の高台、字泉の高台、字若園の高台、字岩清水の農用地は、畜産経営地帯であるため、

今後とも草地整備、明・暗渠排水、客土、ほ場整備等の基盤整備事業を実施し、一部軽種馬生産を含めた酪農・畜産経営地帯となるため畑として利用する。

採草放牧地として各地区に点在している農用地は、急傾斜等地形的に採草放牧地以外の利用は不可能なため、今後とも採草放牧地として利用する。

また、農用地に隣接する山林原野は、傾斜地であるため一部適地を開発して、草地を確保し、他は混牧林地として活用する。

(イ) 厚別川水系に属する流域 (A-2)

厚別川流域に属する本地域の低位平坦部の字大狩部、字共栄、字東川、字美宇、字太陽、字新和、字里平の農用地は水利に恵まれた水田地帯で、ほ場整備、用排水路整備もほぼ完了し、大型機械体系に対応する条件も具備しているので、今後はさらに基盤整備を充実させ水田としての利用を図る。

また、一部軽種馬生産のための草地として利用されている農用地については今後とも草地更新等の基盤整備を促進しながら畑として活用する。

一方、傾斜地及び後背段丘地の字大狩部、字共栄、字新和の一部の軽種馬生産を含め、主として酪農専業経営による畜産地帯で、今後とも草地の更新及び明・暗渠排水等の基盤整備の推進を図り、畑として利用する。

採草放牧地については、各地区に点在し、農用地にほぼ隣接しているが、傾斜がきつい等のことから他に利用は不可能なため、今後も採草放牧地として活用し、飼料確保に努める。

現況山林原野については、農用地に隣接又は至近距離にあることから、開発可能な所については草地開発を図り、不可能な箇所については混牧林地として活用し、飼料の確保を図る。

2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域には、現況7,898haの農用地があり、平坦な河川流域は河岸段丘地が発達し、沖積層で形成され、水田耕作に500ha、軽種馬の牧草畑に3,700ha利用されている。高台丘陵地は表層が有珠、樽前両系の火山灰層で被覆され、下層には腐植に富む植壤土があって、普通畑に420ha、酪農の牧草地に2,500ha利用されている。

しかし、小規模耕地の分散により効率の悪い土地利用になっていることから、道営中山間地域総合整備事業及び畜産環境整備統合補助事業等の実施により、総合的な土地基盤の整備を促進する。

(A-1) 水田地帯については、概ね、ほ場整備、用排水路整備が完了しているが、未整備部分或いは、整備継続中の箇所については、早期にこれを完成させるとともに、客土事業を広く実施する。

畑の大部分は、牧草畑であり、草地整備を中心に明・暗渠排水事業を実施し、生産性の向上を図る。

(A-2) 水田地帯は一部を除き、ほ場整備、用排水路整備がほぼ完成しているが、小河川流域の水田に整備未了地があり、早期整備を行うとともに全体の客土事業を実施する。

この地区は、今後野菜地帯として期待されており、圃場整備、暗渠排水等土地改良事業を実施する。一方、畜産基地となる地帯でもあり草地整備を積極的に進めるとともに総合的に明・暗渠排水事業等土地改良事業を行い、生産性を高める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要			受益の範囲		対図番号	備考
	事業種目	事業量	事業費(千円)	受益地区	受益面積(ha)		
道営中山間地域総合整備事業	ほ場整備 客土 暗渠排水 改良保全	55.3ha 24.8ha 60.4ha 10.2ha	634,000	町内	150.7	2	
道営草地整備事業(公共牧場中核型)	草地整備改良 家畜保護施設整備 家畜排せつ物処理施設整備 牧場用機械施設整備	223.3ha 一式 一式 一式	350,000	元神部	250	3	
畜産担い手育成総合整備事業(再編整備型)	草地造成改良 草地整備改良 飼料畑整備改良 用排水施設整備 障害物整備 農業機械導入	4.0ha 244.06ha 4.8m 5.0ha 5,252m 1台	174,364	町内	300	4	
道営広域営農団地農道整備事業	農道整備	6,191m	2,700,000	町内	6,164	5	
道営中山間地域総合農地防災事業	防災工(排水路) 保全工(土留工)	1,776m 1ヶ所	169,000	美宇	45	6	
道営地域用水環境整備事業	魚道	1ヶ所	35,000	美宇	6.8	7	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備、振興は地域の自然的、社会的、経済的条件等を農業、林業の相互間で調整を図っており、現在も農地造成にあたっては乱開発にならないよう、合理的かつ計画的土地利用を推進するとともに森林施業は農道等を有効利用して、これらに連絡する作業道の配置を行い、効率的な森林整備が進められているが、さらに継続し公益的機能を推進する。

4 他事業との関連

地域越事業として、平取町より日高町（旧門別町）、本町を通り新ひだか町（旧静内町）へ通じる道営農業農村整備事業（広域営農団地農道整備事業）が実施されており、この路線の完成後は、広域化利用が促進され、町営牧野の利用、集乳のためのタンクローリーの運行促進、その他農畜産物及び農業用資材の輸送も円滑化され、経営の合理化に寄与することが期待できる。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本町の農用地面積は、数年来大きな変動は無いが、農業従事者の高年齢化が進む一方、後継者のいない農家が増加している傾向にあり、将来的には農家戸数の減少から、耕作放棄地の発生が懸念されるところである。

農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、一度荒廃すると、その復旧は非常に困難であることから、将来にわたって安全な食料を安定的に供給するとともに、農用地の持つ水資源のかん養や保水など多面的機能を発生させていくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄による農用地改廃を防ぎ、必要な農用地を営農に適した良好な状態で保全していくことが重要である。

このため、条件が悪い農用地の粗放化を防止するため、農作業受委託や集落営農組織などへの農用地の利用集積と一体的に行う土地基盤整備を促進するとともに、農用地の効率的利用を図るため、農地流動化を促進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要			受益の範囲		対図番号	備考
	事業種目	事業量	事業費 (千円)	受益地区	受益面積 (ha)		
道営中山間地域総合農地防災事業	農業用排水路	1,776m	169,900	美宇	45	6	

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地等による農用地の機能低下を未然に防ぐため、離農や規模縮小農家等の農地を認定農業者等の意欲ある担い手へ円滑に利用集積する必要がある。

このため、認定農業者の育成・確保を強化するとともに、農業経営基盤強化促進事業等の各種事業を積極的かつ効果的に活用し、農用地の円滑な利用集積とその効率的な利用を促進する。

また、本町は、中山間農業地域であるため、生産条件の不利を補正するための支援措置を講ずるなどして農用地の有効利用を図り、農用地利用改善団体等による土地利用調整を行い耕作放棄地の発生防止に努め、優良農地の適切な保全管理を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地の総合的な利用と保全を推進するために現状の人工林保育、間伐等の育林を積極的に行うことにより農地の流失、決壊の防止に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の営農上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向
 本町は、平成24年10月に策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、将来（概ね10年）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。
 年間農業所得（1経営体あたり、年間農業所得概ね400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800から2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するための措置を総合的に講ずる。

（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標 （個別経営体）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲畑作	<作付面積等> 水稲 1.2ha 小麦 1.2ha <経営面積> 2.4ha	<資本装備> トラクター(64ps) 1台 田植機(6条植) 1台 汎用コンバイン(6条刈) 1台 乾燥機(10t) 1台 グレンドリル 1台 トラック(2t) 1台 <その他> ・収量、食味を重視した安定栽培の徹底 作付品種の適性割合実践 ・受委託や機械共同利用による効率化しうる農地の集積、貸借の実施	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春期作業の共同化と受委託の活用 ・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
水稲畑作 施設野菜	<作付面積等> 水稲 8ha 小麦 5ha 施設野菜(ピーマン) 0.4ha <経営面積> 13.4ha	<資本装備> トラクター(64ps) 1台 田植機(6条植) 1/3台 汎用コンバイン(6条刈) 1/3台 乾燥機(10t) 1/3台 グレンドリル 1/3台 トラック(2t) 1台 育苗ハウス(100坪) 1棟 ビニールハウス(100坪) 12棟 <その他> ・ハウス土壌地力維持として堆肥の定期的施用、緑肥の作付 ・水稲、小麦の作業委託の活用による生産コスト低減		・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸に係る作業に関しパート雇用の確保 ・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水稲 施設野菜	<p><作付面積等></p> 水稲 7ha 施設野菜 0.6ha (ピーマン) (ほうれんそう) <経営面積> 7.6ha	<p><資本装備></p> トラクター(64ps) 1台 田植機(6条植) 1/3台 汎用コバイン(6条刈) 1/3台 乾燥機(3.6t) 1/5台 グレンドリル 1/3台 トラック(2t) 1台 育苗ハウス(100坪) 3棟 ビニールハウス(100坪) 15棟 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス土壌地力維持として堆肥の定期的施用、緑肥の作付 ・水稲育苗の共同化による生産コスト低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春期作業のパート雇用従事者の確保 ・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
水稲 施設野菜 露地野菜	<p><作付面積等></p> 水稲 10ha 施設野菜 0.7ha (メロン) (ほうれんそう) 露地野菜 0.3ha (アスパラガス) <経営面積> 11ha	<p><資本装備></p> トラクター(64ps) 1台 田植機(6条植) 1/3台 汎用コバイン(6条刈) 1/3台 乾燥機(10t) 1/5台 グレンドリル 1/3台 トラック(2t) 1台 育苗ハウス(100坪) 3棟 ビニールハウス(100坪) 18棟 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス土壌地力維持として堆肥の定期的施用、緑肥の作付 ・水稲育苗の共同化による生産コスト低減 		<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春期作業のパート雇用従事者の確保 ・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
施設野菜 露地野菜	<p><作付面積等></p> 施設野菜 1 ha (ピーマン) (ほうれんそう) 露地野菜 0.6 ha <p><経営面積></p> 1.6 ha	<p><資本装備></p> トラクター(64ps) 1台 トラック(2t) 1台 育苗ハウス(100坪) 3棟 ビニールハウス(100坪) 27棟 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 受委託や機械共同利用の利活用 露地作物、施設野菜の安定生産の維持のため輪作実施 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
軽種馬	<p><作付面積等></p> 採草地 6.6 ha 放牧地 13.5 ha <p><経営面積></p> 20.1 ha <p><飼養頭数></p> 繁殖牝馬 サラ 12頭 自己(6) 預託馬(6)	<p><資本装備></p> トラクター(80ps) 1台 トラクター(60ps) 1台 ブロードキャスター(600 \times 2) 1台 ディスクモア(2.8m) 1台 テッダー・レーキ(ロータリ式) 1台 マニュアルスプレッダ(6t) 1/3台 ロールベアラ(1.5m) 1/3台 ライムソア(480 \times 2) 1/3台 成厩舎 1棟 育成厩舎 1棟 乾燥舎 1棟 堆肥舎 1棟 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 繁殖牝馬の計画的更新による血統改良と販路の拡大 飼養管理技術の改善 初期調教技術の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 雇用労働の確保 労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 1人

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
酪農 (繋ぎ飼い、 TMRセンター 利用)	<p><作付面積等></p> 採草地 2.5ha 放牧地 4ha サルジ用とうもろこし 5ha <p><経営面積></p> 3.4ha <p><飼養頭数></p> 経産牛 59頭 育成牛 33頭 合計 92頭	<p><資本装備></p> トラクター(80ps) 1台 ディスクモア(2.8m) 1台 自走式給餌車(480リットル) 1台 パイプラインミルクカー (4ユニット自動離脱付) 1台 バルククーラー (4000リットル) 1台 成牛舎 1棟 育成舎 1棟 哺育舎 (カーフハッチ) 10棟 仔牛舎 1棟 機械庫 1棟 堆肥舎 1棟 飼料・敷料庫 1棟 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・TMR利用による個体能力の向上省力化を図る。 ・粗飼料生産部門と給与の一部を外部委託し、搾乳と繁殖管理作業に特化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・家族労働作業分担制及びヘルパー活用による省力化 ・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
酪農 (放し飼い、 TMRセンター 利用)	<p><作付面積等></p> 採草地 72.5ha 放牧地 3.0ha サルジ用とうもろこし 1.3ha <p><経営面積></p> 88.5ha <p><飼養頭数></p> 経産牛 120頭 育成牛 67頭 合計 187頭	<p><資本装備></p> トラクター(100ps) 1台 タイヤショベル 1台 ミルキングパーラー 1台 ミキサーフィーダー 1台 バルククーラー 1台 ミニローダー 1台 牛舎 (1200㎡) 1棟 搾乳室 (33㎡) 15棟 育成舎+乾乳牛舎 1棟 哺育舎 (カーフハッチ) 20棟 仔牛舎 2棟 機械庫・飼料・敷料庫 3棟 スラリーストア 1基 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・TMR利用による個体能力の向上省力化を図る。 ・粗飼料生産部門と給与の一部を外部委託し、搾乳と繁殖管理作業に特化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・家族労働作業分担制及びヘルパー活用による省力化 ・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
酪農 (繋ぎ飼い 集約放牧利 用)	<p><作付面積等></p> <p>採草地 15.0ha 放牧地 17.0ha サイレージ用とうもろこし 6.1ha</p> <p><経営面積> 38.1ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 50頭 育成牛 27頭 合計 77頭</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(100ps) 1台 トラクター(80ps) 1台 モアコンディショナー 1台 テッター、レーキ 2台 ロールベアラー 1台 マニユアスプレッダ 1/3台 パイプライン 1台 牛舎(490㎡) 1台 育成舎+乾乳牛舎 15棟 哺育舎(カーフハッチ) 10棟 仔牛舎 1棟 機械庫 2棟 堆肥舎 1棟 飼料・敷料庫 1棟</p> <p><その他></p> <p>・短草利用可能な草種の導入で集約放牧を行い、放牧地の生産性を高める。 ・放牧草とサイレージ用とうもろこしの利用で、飼料自給率を高める。</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・家族労働作業分担制及びヘルパー活用による省力化</p> <p>・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</p>
水稲 肉用牛	<p><作付面積等></p> <p>水稲 5ha 採草地 17.3ha 放牧地 13.9ha</p> <p><経営面積> 36.2ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>繁殖牛 50頭</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(100ps) 1台 トラクター(64ps) 1台 田植機(6条植) 1台 汎用コバイン(6条刈) 1台 乾燥機(3.6t) 1台 ロールベアラー 1台 マニユアスプレッダー 1台 倉庫・機械格納庫 1台 育苗ハウス 1棟 牛舎 2棟 パドック 1基 堆肥舎 1基 敷料庫 1棟</p> <p><その他></p> <p>・和牛センターを活用し育種価に基づく繁殖雌牛の保留に努める。 ・ほ育・育成技術の改善に努め、事故率軽減に努める。 ・適性な品種構成と初期生育促進により、良食味・高品質米の安定生産に努める。</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・雇用労働の確保</p> <p>・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</p>

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
肉用牛 (素牛販売)	<p><作付面積等></p> <p>採草地 20.9ha 放牧地 17.3ha</p> <p><経営面積> 38.2ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 60頭 素牛出荷 46頭</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(1000ps) 1台 トラクター(70ps) 1台 ブロードキャスタ 1台 ディスクモアー 1台 テッダー・レーキ 2台 ロールバー 1台 牛舎 2棟 パドック 1基 堆肥舎 1基 敷料庫 1棟</p> <p><その他></p> <p>・和牛センターを活用し育種価に基づき繁殖雌牛の保留に努める。 ・ほ育・育成技術の改善に努め、事故率軽減に努める。</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・ヘルパー制度の導入</p> <p>・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</p>
肉用牛 (肥育一貫)	<p><作付面積等></p> <p>採草地 14.0ha 放牧地 1.0ha</p> <p><経営面積> 15ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 50頭 肥育牛出荷 40頭</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(70ps) 1台 スキットローダー 1台 ディスクモアー 1台 テッダー・レーキ 2台 マニユアスプレッダ 1台 ロールバー 1台 牛舎 2棟 パドック 1基 堆肥舎 1基 敷料庫 1棟 計量所 2棟 倉庫・機械庫 2棟</p> <p><その他></p> <p>・繁殖雌牛の計画的更新、計画交配により育成素牛の資質向上に努める。 ・肥育技術の改善を図り、地域の稲わら利用により効率的な肥育生産に努める。</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・家族労働作業分担制及びヘルパー活用による省力化</p> <p>・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 2人</p>

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
肉用牛 施設野菜 (ピーマン)	<p><作付面積等></p> <p>採草地 17.3ha 放牧地 13.9ha 施設野菜 0.3ha (ピーマン)</p> <p><経営面積> 31.5ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 50頭 素牛出荷 42頭</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(100ps) 1台 トラクター(64ps) 1台 ブロードキャスタ 1台 ディスクモアー 1台 テッダー・レーキ 1台 マニユアスプレッダ 1台 ロールベアラー 1台 育苗ハウス(60坪) 1棟 ビニールハウス 9棟 牛舎 1棟 パドック 1基 堆肥舎 1基 敷料庫 1棟</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・和牛センターを活用し育種価に基づく繁殖雌牛の保留に努める ・ほ育・育成技術の改善に努め、事故率軽減に努める ・ハウス土壌地力維持として自給堆肥の施用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の導入 ・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
肉用牛 施設野菜 (アスパラガス)	<p><作付面積等></p> <p>採草地 17.3ha 放牧地 13.9ha 施設野菜 0.3ha (アスパラガス)</p> <p><経営面積> 31.5ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 50頭 素牛出荷 40頭</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(100ps) 1台 トラクター(64ps) 1台 ブロードキャスタ 1台 ディスクモアー 1台 テッダー・レーキ 1台 マニユアスプレッダ 1台 ロールベアラー 1台 育苗ハウス(60坪) 1棟 ビニールハウス 9棟 牛舎 1棟 パドック 1基 堆肥舎 1基 敷料庫 1棟</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・和牛センターを活用し育種価に基づく繁殖雌牛の保留に努める。 ・ほ育・育成技術の改善に努め、事故率軽減に努める。 ・ハウス土壌地力維持として自給堆肥の施用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・家族労働作業分担制及びヘルパー活用による省力化 ・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
軽種馬 肉用牛	<p><作付面積等></p> 採草地 13.1ha 放牧地 14.4ha	<p><資本装備></p> トラクター(80ps) 1台 トラクター(60ps) 1台 ブロードキャスタ 1台 ディスクモアー 1台 テッダー・レーキ 1台 マニュアルスプレッダ 1/3台 ロールバレーラ 1/3台 ライムソア 1/3台 厩舎 2棟 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟 敷料庫 1棟	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の導入 ・労働条件 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
	<p><経営面積></p> 27.5ha			
	<p><軽種馬飼養頭数></p> 繁殖(自己) 6頭			
	<p><肉用牛飼養頭数></p> 経産牛 35頭 素牛出荷 29頭			
		<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖牝馬の計画的更新による血統改良と販路の拡大 ・飼養管理技術の改善 ・初期調教技術の向上 ・和牛センターを活用し育種価に基づく繁殖雌牛の保留に努める。 ・ほ育・育成技術の改善に努め、事故率軽減に努める。 		

(組織経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
大規模施設 野菜 (3戸協業)	<p><作付面積等> 施設野菜 4.1ha (ピーマン) (アスパラガス) (ほうれんそう) <経営面積> 4.1ha <構成員戸数> 3戸</p>	<p><資本装備> トラクター(37ps) 1台 トラクター(64ps) 1台 乗用管理トラクター(13ps) 1台 テレーラー・マルチャー 1台 トラック(2t) 1台 軽トラック 1台 動力噴霧器 3台 育苗ハウス(100坪) 3棟 ビニールハウス(100坪) 90棟 " (2重) 30棟 倉庫 2棟 機械格納庫 2棟 D型ハウス 2棟 <その他> ・基幹作物(ピーマン)後作に、冬期ほうれんそうを導入し周年施設利用、雇用労働を平準化。 ・良質有機物の施用及び緑肥利用による土壌病害虫抑制対策の実施。</p>	<p>・3戸の協業または法人化による施設・機械・雇用労働の効率的利用</p>	<p>・定期的な休日や長期休暇が確保できる労務体制の確立 ・労働条件 主たる従事者 3人 補助従事者 3人</p>
TMRセンター	<p><作付面積等> 採草地1番草 366.0ha 採草地2番草 244.0ha サイレージ用とうもろこし 63.0ha <経営面積> 673ha <経産牛頭数> 560頭 <構成員戸数> 7戸</p>	<p><資本装備> タイヤショベル 2台 自走式サァーフィダァー 1台 ダンプトラック(4t) 2台 バンカーサイロ 20基 飼料庫兼調整庫 1棟 飼料タンク 10基 <その他> ・草地、飼料畑の集約的利用により機械の作業効率を向上する。 ・草地の共同利用により植生、排水性の改善を図る。 ・良質な粗飼料の分析結果に基づくTMR給与により乳牛飼養管理の高度化をめざす。</p>		<p>・労働条件 主たる従事者 2人</p>

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

地域農業者自らの旺盛な経営意欲と能力を基本として、関係機関が一体となり、各種事業制度の活用により農用地の拡大と利用調整に努め、経営規模拡大を推進する。一方農作業の共同化、施設機械の共同利用を指導し、更に地力の維持増進を積極的に促進させ、土地の効率的かつ総合的な利用を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本町の農業が生産性の高い農業経営を展開していくためには、地域における農地の利用調整活動をはじめ、担い手の育成・確保に向けた諸活動に対し支援・指導を強化するとともに農地保有合理化事業、農業経営基盤強化促進事業等の各種事業を積極的かつ効率的な活用等を通じて経営規模の拡大を図っていく必要がある。

今後も農地の集積についての啓蒙・普及、情報提供などの活動をあわせて集落ぐるみの話し合いの場を設け農家相互の理解を深めながら、利用権設定や農作業受委託により、認定農業者等を中心とした生産組織、集落営農組織などを育成し農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地利用集積を一体的に推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林面積は4,188.8haで農用地の保全、水源のかん養、環境保全等多面的な機能を有しており、地域住民の生活とも深く結びついている。このため、林業振興の森林整備と農業振興のための土地基盤整備の間で調整を取りながら、農業と林業の融和を図ることで共存共栄を実現させ、調和の取れた計画的な整備を図っていく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域の立地条件からみて今後振興すべき重点作目は、水稻、酪農、軽種馬、野菜、肉用牛で、これらの振興に必要な農業生産技術体系を確立するとともに省力化された農業生産工程に必要な農業近代化施設の整備を次のように進める。

- (1) 水 稻～転作地を利用した、野菜及び肉用牛などとの複合経営を推進し、経営の安定化を図るとともに、色彩選別機の活用による安全安心・高品質・良食味に加え、特別栽培米によるブランド化を目指す。
- (2) 酪 農～高齢化や飼養頭数の多頭化により、労働力が不足していることから、コントラクター利用組合や酪農ヘルパーの活動支援を強化し、作業の合理化、労働力の軽減を図り、共同生産体制の活性化を図るとともに町有牧野の積極的利用による粗飼料の確保を図る。
飼養管理技術及び乳牛の個体能力の向上を期するため、乳検組合の全戸加入を目指す。
フリーストール・ミルクパラー・TMR 給与システムなどの効率的生産システムを活用すべく、中小規模の経営体を共同、連携することによる地域内生産力の向上・効率化を推進する。
- (3) 軽種馬～最近における過剰生産に対応して、資質改良と高能力馬の生産を図るために、放牧地及び馬場の整備を促進する一方、生産コストの低減を図るため農作業の共同化を推進し、機械経費の節減に努める。
- (4) 野 菜～道内有数の出荷量を誇るピーマンをはじめアスパラなどの施設野菜が中心であるが、土地利用型作物も含め、振興作物・戦略作物の生産目標を明確化することにより、生産量を確保し、市場状況に合せた出荷調整が出来る集出荷施設の整備により収益性の高い生産物の出荷を目指す。
- (5) 肉用牛～複合経営の補完作目として導入以来、町内の黒毛和種牛は、順調に伸びてきているが、個体販売価格にバラツキがあることから、和牛センターの活用で育種価データの蓄積により優良繁殖雌牛の保留を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対函番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
栽培管理施設	町内全域 ハウス 100棟	町内	3 h a	5 1	農協		
和牛センター	元神部地区 肥育牛舎 1棟 (1,230.26㎡)	町内	—	4 1	個人	8	道営草地整備事業

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

特に無し

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化が進行する中、新冠町の農業の持続的な展開を図るためには、認定農業者の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化の促進、農業後継者のみならず農業外からの新規参入者も含めた就農の促進、農業経営及びこれに関連する活動への女性の参画機会の拡大、高齢者の活動の場の確保を図っていく必要がある。

今後確保すべき新規就農者の目標については、農地の遊休化を未然に防止する観点から平成26年までに受け入れ体制を整え積極的に取り組んでいきたい。

このため、認定農業者の育成や農業外からの新規就農による担い手の育成・確保を図るための農作業体験施設、就農支援施設、農家住宅等の計画的な整備に努めるとともに、農村女性や高齢者等が意欲と能力を十分に発揮しながら産地直売等の地域活動に取り組むために必要な施設の整備を促進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農家住宅	後継者住宅 兼事務所	朝日214番地の2の内 A=904m ²	農業後継者	9	(1:500)
農家住宅	従業員住宅	東泊津55番地の15 A=509m ²	牧場従業員	10	(1:500)
農家住宅	農業者住宅	大狩部123番6 A=498m ²	農業者	11	(1:2500)
農家住宅	後継者住宅	美宇181番23、181番 24、181番27 A=1,303m ²	農業後継者	12	(1:200)
農家住宅	農業者住宅	東泊津100番6、100番7 A=982.21m ²	農業者	13	(1:500)
農家住宅	従業員住宅	節婦町71番20の内 A=10,080.72m ²	牧場従業員	14	(1:250)
農家住宅	後継者住宅	東川181番25 A=380.28m ²	農業後継者	15	(1:1000)
農家住宅	農業従事者用 住宅	大狩部307番16、307番17 A=817.00m ²	農業従業員	16	(1:100)
農家住宅	従業員住宅	大狩部66番1の内、68番2 の内 A=1,008.00m ²	農業従業員	17	(1:60)
農家住宅	農業者住宅	大狩部44番16の内 A=1,249.00m ²	農業者	18	(1:60)
農家住宅	事務所兼 従業員住宅	朝日335番1の内、336番1 の内、337番1の内 A=3,685.13	農業従業員	19	(1:50)
農家住宅	後継者住宅	太陽217番6、217番7 A=671.00	農業後継者	20	(1:100)
農家住宅	従業員住宅	共栄296番8 A=706.00m ³	農業従業員	21	(1:250)

農家住宅	作業員住宅	明和73番2の内 A=800.00m ²	農業作業員	22	(1:60)
農家住宅	農業者住宅	太陽345番地1の内 A=579.00m ²	農業者	23	(1:1,000)
農家住宅	農業者住宅	若園158番の内、159番1 の内 A=772.00m ²	農業者	24	(1:1,000)
農家住宅	後継者住宅	古岸33番6の内 A=1,086.00m ²	農業後継者	25	(1:60)
農家住宅	農業者住宅	緑丘56番6の内 A=710.00m ²	農業者	26	(1:50)
農家住宅	従業員住宅	東泊津48番11の内 A=410.00m ²	農業作業員	27	(1:40)
農家住宅	従業員住宅	緑丘7番1の内 A=1,103.93m ²	牧場作業員	28	(1:100)
農家住宅	従業員住宅	字高江192番地の1の内 A=336.64m ²	牧場作業員	29	(1:2500)
農家住宅	従業員住宅	字朝日315番地の3、314 番地の4 A=5901.00m ²	牧場作業員	30	(1:125)

注1：「位置及び規模」欄は、字名及びおおよその利用者数を記入する。

- 2：「施設の対象者」欄には、農業後継者、新規就農者又はその家族、あるいは他の利用者について記述する。
- 3：「農家住宅」の整備計画が具体化した場合には、当該計画に基づく内容に修正する。この場合、農用区域としない土地を含む場合には、「位置及び規模」欄に地番及び当該施設の面積を記入すること。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者や農業生産法人などの育成・確保と担い手への農地の利用集積を図るほか、地域や経営の実状に応じた新たな作目の導入の検討、アグリビジネスなど農業者の創意工夫を活かした経営の複合化・多様化の取組を支援する。

また、新規就農者の確保を図るため、就農や経営向上のために必要な情報提供体制を整備するとともに、農業の技術・知識の習得への支援、就農準備等に必要な資金手当の支援に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、農用地の保全、水源のかん養、環境保全等多目的な機能を有していることから、農地周辺の林地における下草刈り、枝打ち等を行うことにより、病虫害の発生を防止するとともに、間伐等の作業に農業者が従事できる環境をつくり、森林組合等を活用しながら森林の保全に取り組み農業と林業の均衡ある発展を図って行く。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町では、251戸の農家（販売農家）のうち専業農家は、187戸で、全体の74.

5%を占めている。農業外所得が主である第2種兼業農家は、17戸であり、6.7%に過ぎないが、昭和35年には、23.9%の高い率となっており、この間、営農意欲の低い農家、老齡就農労力の弱体農家は、ほぼ離農し、又、離農跡地は荒廃されることなく経営規模の拡大の促進に繋がり、10ha以上規模を境に大型規模に移行している。

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	町 内			町 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務		5	2	7	5		5	10	2	12
自 営 兼 業										
出 稼 ぎ										
日雇・臨時雇		5		5				5		5
	総 計	10	2	12	5		5	15	2	17

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農用地の効率的かつ総合的な利用を推進し、認定農業者など中核農家への農用地の集積を進め、農外就労に頼らない産業経営を目指すとともに、地場農畜産物を活用した加工食品づくりやグリーンツーリズムの推進、都市住民が農業とふれあう為の市民農園等の開設により、農業従事者の所得機会、就業機会の確保・拡大を図る。

3 農業従事者就業促進施設

なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

木材資源の有効利用はもとより、自然とのふれあいの場としての保健休養機能を持たせることにより、「森林と人との共生林」として位置付け、保養施設の誘致に努め、就業機会の確保を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

基礎集落の人口が減少傾向にある中、特に農村地域においては、高齢化、過疎化の急速な進行等により、優良農地の保全・確保や農業の担い手・後継者不足等の課題に加え、健全な地域社会の維持・存続そのものについても大きな課題となりつつある。

こうしたことから、農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農業近代化施設の整備計画間の有機的な連携を図り環境整備を総合的に推進するため、農畜産物の集出荷、処理加工、貯蔵等施設を市街地に配置し、産業経済動向に即応した流通体制の整備を図るとともに、生活圏内及び生活圏と中心市街地を結ぶ道路網の整備を促進し、生活、生産活動の円滑化を図る。

また、新規就農希望者や「団塊の世代」の退職等を踏まえ、住宅等に関する情報提供・相談体制を整備し、農村地域への定住・移住促進を図る。

2 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	対図番号	備考
農道	東川地区 広域営農団地農道整備事業 日高中部4期地区 農道L=6, 450m	5	

3 森林の整備その他林業の振興との関係

森林資源である間伐材の有効利用を図るとともに、町民はもとより他町村民の自然とのふれあいの場としての保養休養施設としての森林公園等の整備を進める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

生活環境の確保と生活向上の実現のため、平成22年に策定した第5次新冠町総合計画の基本構想理念に基づき、かつ関連法令との調整を図り、計画の実現に努める。

(1) 農用地区域

ア. 現況農用地および山林原野等にかかる農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地ならびにこれらの土地以外であつて、現況宅地（農業用施設用地を除く）境内地、墓地、鉄塔敷地、池沼、J R 日高本線の敷地、河川敷地、用悪水路、国道、道道及び町道を除いた土地を農用地区域とする。

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含める国(道)有地	備考
A-1	字西泊津、字東泊津、字大富、字万世、字明和、字新栄、字泉、字岩清水、字若園、字古岸、字緑丘、字朝日、字高江、字北星町、字東町、字中央町、字本町、字節婦町の区域とする。	<p>◎新ひだか町有林</p> <p>◎新冠町有林のうちの60、59、58、57、56、55、54、53、52、51、50、49、48、47、46、45、44、43、42、41、40、39、38、37、36、35、34、33、64、65、66、67、69、32、31、30、29、28、27、26、25林班及び字高江内の14林班</p> <p>◎私有林のうちの24、23、22、18、17、16、15、13林班及び21林班内の408、407-7、407-6、407-5、407-4、407-3、407-2、407-1、405、404-2、404-1、393-1、392、353-2、352-3、351番</p> <p>◎J R 日高本線、町道東泊津新冠線、字東町25-1、24-1、27、字北星町6-1、7-2、8-1、9、10、12-2、11-2、13-2、13-1、40-1、39、20-1、21-2、字中央町35-1、35-4、29、28-1、27-1、25-9、25-4、16-1、18-1、11-1、11-2、11-3、12、14番1の土地を含め順次結んだ区域(新冠市街地)</p> <p>◎字東町5-1、5-2、5-3、6-1、7-1、8-1、9-1、9-2、字西泊津55番の土地(保安林)</p> <p>◎字西泊津6-1、6-3、6-4、6番14の土地(レジャー施設用地)</p> <p>◎字西泊津1-1、1-4、1-3、3-1、4番の土地(埋立地)</p> <p>◎字西泊津9-1、9-2、9-3、10-1、10-2、11、52-1、52-2、51-7、51-6、51-3、51-5、51-1、51-4、44、43、38、37、番の土地(保安林)</p> <p>◎字西泊津27-3、27-5、27番7の土地の一部(通路)</p> <p>◎字西泊津102番10の土地(運輸業用付帯施設)</p> <p>◎字西泊津199番5の土地(農家住宅等)</p> <p>◎字西泊津20番6の土地の一部、20番10の土地の一部(農家住宅等)</p> <p>◎字西泊津7-1、7-2、13-1、13-2、14-1、14-2、14-3、16-1、16-2、16-3、16-4、16-5、16-6、16-7、16-8、16-9、16-10、16-11、16-12、16-13、20-22、20-24、21-1、22-1、24、25、26、27-14、27-15、27-16、27-17、29-5、29-6、30-1、30-2、31-1、31-2、31-3、32、33-1、33-2、33-3、34、35、39、40、41、42、50、67-1、67-2、69-4、70、71-1、71-2、71-3、71-4、72、73、74-1、74-2、74-4、75-1、75-2、75-3、76、77-1、77-2、77-3、85番2の土地、69番2の土地の一部(ゴルフ場)</p> <p>◎字西泊津198番5の土地の一部(駐車場)</p> <p>◎字西泊津186番10の土地(農家住宅・牧草収納庫)</p> <p>◎字西泊津197-11、197番12の土地(住宅等)</p> <p>◎字西泊津28番6の土地の一部(電気通信施設)</p> <p>◎字西泊津113番10の土地(車庫、作業所ほか)</p> <p>◎字西泊津113-11、114-3、207番6の土地(配水池)</p>		

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含める国(道)有地	備考
A-1		<p>◎字西泊津101番5の土地、102番11の土地の一部(通路)</p> <p>◎字西泊津113番3の土地の一部、114番1の土地の一部(土木資材置場)</p> <p>◎字西泊津113番3の土地の一部、114番1の土地の一部(取付道路)</p> <p>◎字西泊津190番1の土地の一部、190番3の土地の一部(配水池)</p> <p>◎字西泊津59番1の土地の一部、63番の土地の一部(取付道路)</p> <p>◎字西泊津113番3の土地の一部(倉庫、重機及び資材置場)</p> <p>◎字東泊津215、216-2、216-1、217、218-1、219番の土地(保安林)</p> <p>◎字東泊津77-1、77-4、77-7、77-8、77-2、77-5、78、81、82-1、82-2、76-1、66-1、41、40、36、42、43、62-1、47番1の土地(山林)</p> <p>◎字東泊津83、109、111-1、111番2の土地(保安林)</p> <p>◎字東泊津113、123-1、121、143、142、124、138番の土地(山林)</p> <p>◎字東泊津55番15(牧場従業員住宅)</p> <p>◎字東泊津122番1の土地の一部(移動通信用中継施設)</p> <p>◎字東泊津114番の土地、115番の土地の一部、119番の土地の一部、120番地の土地(保安林)</p> <p>◎字東泊津48番1の土地の一部(農家住宅)</p> <p>◎字東泊津200、202-2、203、261-4、263番の土地の一部(産業廃棄物処理場用地)</p> <p>◎字東泊津91-9、91-10、105番4番の土地(住宅)</p> <p>◎字東泊津60番1の土地の一部(従業員住宅)</p> <p>◎字東泊津86番1の土地(保安林)</p> <p>◎字東泊津55番13の土地(従業員住宅)</p> <p>◎字東泊津48番10の土地(従業員住宅、取付道路)</p> <p>◎字東泊津134番11の土地(東泊津量水器室)</p> <p>◎字東泊津135-8、235番3の土地の一部(東泊津配水ポンプ場)</p> <p>◎字東泊津55番14の土地の一部(住宅)</p> <p>◎字東泊津149番4の土地の一部(保安林)</p> <p>◎字東泊津194番1、195番の土地(保安林)</p> <p>◎字東泊津100番6、100番7の土地(住宅の建築、駐車場及び道路の設置)</p> <p>◎字東泊津153、154-3、155-2、171-2、172-2、173-1、173-2、180-1、180-2、181、183、186、187、188、189、190、191、192、193-2、193-3、261-1、264、274、275、279、280、281-1の土地(保安林)</p> <p>◎字東泊津48-11番地の土地(従業員住宅)</p> <p>◎字東泊津1-1、1-2の土地(事務所等)</p> <p>◎字高江99-3、99-1、98-1、97-1、94、92、86-1、76-1、85-1、80-5、80-4、80-7、88-1、91-3、91-1、93番1の土地(その他)</p> <p>◎字高江1、2、3、4-1、5-1、6-1、7、8、9、10、11、12番の土地(その他)</p> <p>◎字西泊津160番1の土地の一部(植林)</p> <p>◎字高江234-2、234-6、234番8の土地(住宅及び工場用地)</p> <p>◎字高江217番3、266番4の土地(北海道指定天然記念物)</p> <p>◎字高江295-4、298-9、302番3の土地(農村集落多目的共同利用施設用地)</p> <p>◎字高江302番1の土地の一部(住宅)</p>		

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含める国(道)有地	備考
A-1		<p>◎字高江298番8の土地の一部(住宅)</p> <p>◎字高江295番3の土地(住宅)</p> <p>◎字高江206番3、208番14の土地(農家住宅)</p> <p>◎字高江298-7、295番1の土地の一部(教会、駐車場)</p> <p>◎字高江424-2、424-5、424-7、425番3の土地(農業用施設)</p> <p>◎字高江431番4の土地の一部(農家住宅)</p> <p>◎字高江434、435、436番の土地(保安林)</p> <p>◎字高江147-7、160番4の土地(従業員住宅、取付道路)</p> <p>◎字高江349-10、349番11の土地(取付道路)</p> <p>◎字高江349番9の土地(住宅、車庫)</p> <p>◎字高江234番5の土地の一部(無線電話基地局)</p> <p>◎字高江234番5の土地の一部(送電用鉄柱)</p> <p>◎字高江192番1の土地の一部(農業者従業員住宅)</p> <p>◎字朝日275-1、275番2の土地(クーラーステーション)</p> <p>◎字朝日295-3、295-4、295-5、296-1、296番2の土地(朝日小学校用地)</p> <p>◎字朝日17-3、18-2、19番2の土地(資材置場)</p> <p>◎字朝日104番9の土地(農家住宅)</p> <p>◎字朝日214番2の土地の一部(農家住宅)</p> <p>◎字朝日288番5の土地(養蜂用物置)</p> <p>◎字朝日240番1の土地(農家住宅及び付帯施設)</p> <p>◎字朝日89番5の土地(農家住宅)</p> <p>◎字朝日325番2の土地(農家住宅)</p> <p>◎字朝日216番2の土地(農家住宅等)</p> <p>◎字朝日273番1の土地の一部(道路用地)</p> <p>◎字朝日424-2、424番10の土地(資材置場用地)</p> <p>◎字朝日291番2の土地(車両置場用地)</p> <p>◎字朝日137-2、138-1、139番1の土地(果樹公園)</p> <p>◎字朝日58-1、71-3、483番7の土地(砂利プラント)</p> <p>◎字朝日210番16の土地(農家住宅)</p> <p>◎字朝日287番1の土地の一部(駐車場)</p> <p>◎字朝日71-1、72-3、483-2、483番8の土地(プラント置場)</p> <p>◎字朝日72番1の土地の一部、73-1、74番1の土地、75番1の土地の一部、483番1の土地の一部、57番1の土地の一部(プラント置場)</p> <p>◎字朝日104番8の土地(住宅)</p> <p>◎字朝日57-7、57-8、57-10、75-1、75-4、86-3、86-5、483-13、483-14、483-16、483-18、483番19の土地(資材置場)</p> <p>◎字朝日57-9、483番15の土地(車両置場)</p> <p>◎字朝日86-4、483番17の土地(資材置場)</p> <p>◎字朝日271-15、271番17の土地(屋敷林)</p> <p>◎字朝日271番16の土地(車庫等)</p> <p>◎字朝日54-2、54番3の土地(資材置場、道路)</p>		

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含 める国(道)有地	備 考
A-1		<p>◎字朝日54番4の土地（作業場、部品・車両置 場）</p> <p>◎字朝日263番7の土地（退避馬房、駐車場、通 路）</p> <p>◎字朝日268-3、269番7の土地（駐車場、通路）</p> <p>◎字朝日273-2、273番6の土地（馬記念館）</p> <p>◎字朝日267番2の土地（駐車場）</p> <p>◎字朝日451-4、453-3番地の土地（導入ポンプ 場）</p> <p>◎字朝日715番地の土地の一部（管理道路）</p> <p>◎字朝日58-2、491-3番地の土地（砂利堆積場）</p> <p>◎字朝日283-1番地の土地の一部（移動通信用中 継施設）</p> <p>◎字朝日90-1、90-2番地の土地の一部（通路）</p> <p>◎字朝日140-1番地の土地の一部（従業員住宅）</p> <p>◎字朝日273-3番地の土地の一部（駐車場）</p> <p>◎字朝日335番1の土地の一部、336番1の土地の一 部、337番1の土地の一部（事務所及び従業員住 宅）</p> <p>◎字朝日235番2の土地の一部、253番4の土地の一 部（通路の建設）</p> <p>◎字朝日259番地の1の土地の一部（駐車場）</p> <p>◎字朝日315番地の3、314番地の4の土地（農業者 職員住宅及び厩舎、駐車場等）</p> <p>◎字緑丘5-2の番地の土地の一部（無線電話基地 局）</p> <p>◎字緑丘15-1、15-2番地の土地(教会用地)</p> <p>◎字緑丘12-13番地の土地(工場用地)</p> <p>◎字緑丘69-13番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字緑丘19-5番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字緑丘27-10番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字緑丘95-7、95-8、107-5、107-6、108-7、 108-8、108-9、108-10、119-18、120-8、120-9、 120-10、122-10、122-11、122-13、123-9、131- 2、132-2、221-3、224-2、237-2番地の土地（公 衆用道路）</p> <p>◎字緑丘12-14番地の土地（集落生活センター）</p> <p>◎字緑丘97-4番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字緑丘24-7番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字緑丘84-2番地の土地（植林）</p> <p>◎字緑丘2-6、3-6番地の土地（取付道路）</p> <p>◎字緑丘3-7番地の土地（住宅）</p> <p>◎字緑丘123-10番地の土地（住宅）</p> <p>◎字緑丘56-6番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字緑丘7-1番地の土地の一部（従業員住宅）</p> <p>◎字古岸22-2、23-2、25、62-2、65、66、67、 68-1、181-1、188-1番地の土地（保安林）</p> <p>◎字古岸190、193-1番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字古岸154-1、154-4番地の土地（植林）</p> <p>◎字古岸118-2、164-2番地の土地の一部、167-4 番地の土地（保安林）</p> <p>◎字古岸113-2、118-3番地の土地の一部、114- 1、114-4、114-6番地の土地（保安林）</p> <p>◎字古岸91-1番地の土地（土砂採取）</p> <p>◎字古岸191-7番地の土地（養魚池外）</p> <p>◎字古岸56、57、58-1、59-2、88-1、89-1、 100、101-3番地の土地、87番地の土地の一部（保 安林）</p> <p>◎字古岸31-7番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字古岸33-4番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字古岸128-5番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字古岸128-6番地の土地（道路）</p> <p>◎字古岸128-7番地の土地（倉庫、従業員住宅）</p> <p>◎字古岸105-11、105-12番地の土地（通路）</p> <p>◎字古岸51-10番地の土地（住宅、車庫）</p> <p>◎字古岸180-5番地の土地（農家住宅、取付道路 ほか）</p>		

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含 める国(道)有地	備 考
A-1		<p>◎字古岸180-6番地の土地（農家住宅、車庫ほか）</p> <p>◎字古岸148-1番地の土地の一部、149-2番地の土地（保安林）</p> <p>◎字古岸146-2、147-3、160-1、161-2番地の土地（保安林）</p> <p>◎字古岸93、94、95-3番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字古岸114-5、116、117-1、250-1番地の土地（保安林）</p> <p>◎字古岸190、191-2、193-1番地の土地の一部、191-1番地の土地（保安林）</p> <p>◎字古岸202番地の土地、204番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字古岸166番地の土地、167-1、168-6、208番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字古岸132-5番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字古岸209-2番地の土地、213、249、94番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字古岸73-2番地の土地、77-1番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字古岸105-13番地の土地（通路）</p> <p>◎字古岸33-6番地の土地の一部（農家住宅）</p> <p>◎字大富31-1、31-5、38、44、45-1、45-2、46-1、46-3、47-1、48、49番地の土地(町有林79林班)（保安林）</p> <p>◎字大富166-2番地の土地(砂利プラント)</p> <p>◎字大富221-1番地の土地の一部（農家住宅）</p> <p>◎字大富161-5番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字大富241-1番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字大富139-6番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字大富112-7番地の土地の一部（厩舎）</p> <p>◎字大富112-6番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字大富42番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字大富160-3、161-1、268番地の土地（公共集会施設）</p> <p>◎字大富248-2番地の土地（取水井、浄水場）</p> <p>◎字大富252-4番地の土地（取水ポンプ場）</p> <p>◎字大富102-2番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字大富102-5番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字大富116-5番地の土地（取付道路）</p> <p>◎字大富116-6番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字大富71-5番地の土地（住宅）</p> <p>◎字大富71-1番地の土地（住宅、車庫、物置）</p> <p>◎字大富67-5番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字大富248-1番地の土地の一部（送水ポンプ場）</p> <p>◎字万世210-1、210-2、211-1、211-3、151-12、211-5、211-4、212-1、212-2、213-2、213-1、214、35-7、35-9番地の土地(保安林)</p> <p>◎字万世103、104-2、111-2、127番地の土地(保安林)</p> <p>◎字万世117-1番地の土地の一部（無線電話基地局）</p> <p>◎字万世233、234番地の土地の一部（さけ・ますふ化場）</p> <p>◎字万世16-1番地の土地の一部（農家住宅）</p> <p>◎字万世113-1番地の土地の一部（農家住宅）</p> <p>◎字万世30-6、30-7、30-8番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字万世35-1番地の土地（保安林）</p> <p>◎字万世182-7番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字万世300-2番地の土地（さけ・ますふ化場施設用地）</p>		

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含 める国(道)有地	備 考
A-1		<p>◎字万世17-5番地の土地の一部(農家住宅、駐車場)</p> <p>◎字万世17-3番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字万世113-1、114番地の土地の一部(農家住宅)</p> <p>◎字万世30-11番地の土地の一部(駐車場)</p> <p>◎字万世33-5番地の土地の一部(住宅、農業用施設)</p> <p>◎字万世115-6番地の土地の一部(道路)</p> <p>◎字万世23-11番地の土地の一部(従業員寮)</p> <p>◎字万世113-6、113-9、115-8番地の土地(農業用施設)</p> <p>◎字万世194-7、194-8番地の土地(保安林)</p> <p>◎字万世28-2番地の土地(住宅等)</p> <p>◎字万世49-19番地の土地(住宅)</p> <p>◎字万世115-10番地の土地の一部(住宅等)</p> <p>◎字万世31-6、33-6、33-7、115-7、115-9番地の土地(パドック等)</p> <p>◎字万世95-6番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字万世66-5、67-1、189-8、192-5番地の土地の一部(保安林)</p> <p>◎字万世151-22番地の土地(住宅)</p> <p>◎字万世52-1番地の土地の一部(住宅、通路)</p> <p>◎字万世117-1番地の土地の一部(無線電話基地局)</p> <p>◎字明和154-5、154-6、154-7番地の土地(牧場事務所)</p> <p>◎字明和1-1、2-1、3-1、4-1、5、6-1、6-7、6-8番地の土地(保安林)</p> <p>◎字明和115、116-1、117-1、118-1番地の土地(保安林)</p> <p>◎字明和192-2番地の土地(新冠町有林71林班35小斑の土地)(保安林)</p> <p>◎字明和192-2番地の土地(新冠町有林71林班24-34小斑の土地)</p> <p>◎字明和149-4、149-6、154-1番地の土地の一部(通路)</p> <p>◎字明和89-1、89-10、89-11、89-12、89-13、89-17、89-18、89-19、89-20、89-21、89-22、89-23、89-24、89-25、89-26、89-27、89-28、89-29、89-30、89-31、89-32番地の土地(山林)</p> <p>◎字明和192-6番地の土地(場外着陸場)</p> <p>◎字明和44-5番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字明和51-11、51-12番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字明和27-1番地の土地の一部(農家住宅)</p> <p>◎字明和27-1番地の土地の一部(住宅、農機具庫)</p> <p>◎字明和149-10番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字明和149-4番地の土地の一部(道路)</p> <p>◎字明和17-8、17-10番地の土地(道路)</p> <p>◎字明和167-1番地の土地(モータースポーツコース、駐車場)</p> <p>◎字明和167-2、167-3、167-4番地の土地(モータースポーツコース)</p> <p>◎字明和120-1番地の土地の一部(通路、調整池)</p> <p>◎字明和92-2、92-4、96-1、96-2、96-3、97-1、98、97-2、221-1、69-1、68-2、70-1番地の土地の一部(管理道路)</p> <p>◎字明和120-15番地の土地の一部(事務所、駐車場)</p> <p>◎字明和45-6番地の土地(電気通信施設)</p> <p>◎字明和138-10番地の土地(住宅)</p> <p>◎字明和52-7番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字明和32-7番地の土地(住宅、車庫物置)</p>		

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含める国(道)有地	備考
A-1		<p>◎字明和119-1番地の土地の一部(住宅、取付道路)</p> <p>◎字明和120-1番地の土地の一部(取付道路)</p> <p>◎字明和217番地の土地の一部(取付道路)</p> <p>◎字明和113-5、113-7番地の土地(管理用事務所、通路)</p> <p>◎字明和73-2番地の土地の一部(移動通信用中継施設)</p> <p>◎字明和76-6、76-7、90-3、90-7番地の土地の一部(保安林)</p> <p>◎字明和149-4、149-6、154-1番地の土地の一部(通路)</p> <p>◎字明和47番4の土地の一部(無線電話基地局)</p> <p>◎字明和73番2の土地の一部(作業員住宅及び管理棟)</p> <p>◎字明和87番3の土地の一部(携帯電話無線基地局の新設)</p> <p>◎字新栄110-6、110-8、200-2、202-2、203-2番地の土地(場外着陸場)</p> <p>◎字新栄24、38、101、124、126、175、165、166、176-1、176-2、178番地の土地(保安林)</p> <p>◎字新栄47-5、50-3、50-4、89-5、89-9、89-13、91-1、91-5、91-6、92-6、137-4、138-1、138-5、139-7、145-3、155-3番地の土地(保安林)</p> <p>◎字新栄104-13番地の土地(農業体験受入交流施設)</p> <p>◎字新栄98-6番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字新栄3-16番地の土地の一部(住宅、農業用施設)</p> <p>◎字新栄47-13番地の土地の一部(農家住宅)</p> <p>◎字新栄129-11番地の土地(住宅、事務所)</p> <p>◎字新栄104-13番地の土地(農業体験受入交流施設)</p> <p>◎字新栄164番2の土地の一部、164番3の土地の一部(保安林)</p> <p>◎字泉262、263、264、265-1、265-2、266、267、268-1、268-2番地の土地(保安林)</p> <p>◎字泉256-2、257-1、257-2、257-3、257-4、257-5、257-6、257-7、257-8、257-9、257-10、179-1、179-2、179-3、180-1、180-2、180-3、180-4、180-5、173-1、173-2、173-3、175-1、175-2、175-3、176、177-1、177-2、177-3、178番地の土地(山林)</p> <p>◎字泉3-13、3-14番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字泉133-2番地の土地(住宅、農機具庫)</p> <p>◎字泉152-11番地の土地(通作道)</p> <p>◎字泉20-1、22-7、23番地の土地の一部(保安林)</p> <p>◎字泉252-6番地の土地(従業員住宅)</p> <p>◎字泉214-15番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字泉141-6、142番地の土地、141-1、144-1番地の土地の一部(保安林)</p> <p>◎字泉54-4、54-5、54-6、54-7、58-2、499番地の土地の一部(保安林)</p> <p>◎字泉147-2番地の土地の一部(保安林)</p> <p>◎字泉190番1の土地の一部(携帯電話無線基地局の新設)</p> <p>◎字泉247-5の土地の一部(防災施設の建設)</p> <p>◎字若園10、12、19-2、23-3、24、28、29、32、34-3、35-4、36-2、43-6、44-2、45-2、45-4、51-6、70-4、71-3、74-6、75-3、76-1、76-2、77-4、78-4、79-3、80-4、81-3、84-5番地の土地(保安林)</p> <p>◎字若園182、183、189、176-1番地の土地(山林)</p> <p>◎字若園62-1、62-3、62-4、62-5、65-1、65-2、65-3、65-4、98-9、98-10番地の土地(青少年教育施設用地)</p> <p>◎字若園7-1、39、40-4番地の土地(保安林)</p> <p>◎字若園14-4、16-5、18-3、38-2の土地の一部(保安林)</p> <p>◎字若園96、105、104-2番地の土地(保安林)</p> <p>◎字若園84-11、84-19、84-12番地の土地の一部(町有林作業路)</p>		

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含 める国(道)有地	備 考
A-1		<p>◎字若園138-2、138-7番地の土地の一部（山小屋外）</p> <p>◎字若園89-2、90-3、90-5、90-6、92、93-2、93-3、94-3、110-1、110-6、110-9、111-3番地の土地（保安林）</p> <p>◎字若園266-2番地の土地（導水ポンプ場）</p> <p>◎字若園38-1、40-5、48-1、49-5、396番地の土地（保安林）</p> <p>◎字若園3-1番地の土地、2-1、422番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字若園130-3番地の土地の一部（無線電話基地局）</p> <p>◎字若園77-5、77-6、77-7、77-9（住宅の建築）</p> <p>◎字若園158番、159番1（農家住宅の建築）</p> <p>◎字岩清水29-3、30-2番地の土地（植林）</p> <p>◎字岩清水25-8、25-9番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字節婦町293-1、293-8番地の土地（保安林）</p> <p>◎字節婦町126-1番地の土地（保安林）</p> <p>◎字節婦町24-1、24-2、107-1、25-2、107-3、107-4、15-1番地の土地（旧節婦小学校用地）</p> <p>◎字節婦町41、50-1、51、52、53-1、53-2、53-3、53-4、56-1、56-2、57、58、60、64、65、330-2、338-2、340-2、349、350番地の土地（水源函養林）</p> <p>◎字節婦町292-4、292-3、292-1、291-1、290-2、290-2、289-1、284-1、284-38、284-37、284-36、284-35、284-34、284-33、284-20、284-19、284-18、284-16、284-15、284-31、284-30、284-29、284-28、284-11、284-9、284-8、284-4、285-5、284-3、284-2、282、281、276-5、276-1、251-1、293-5、100-3、295、248-1、247-3、247-1、245-1、243、108-1、108-2、220、114-1、115、113-2、100-1、96-1、97-3、96-2、101-1、102-1、96-3、103-3、96-6、95、94、103-1、27、93、91、97-1、108-3、112-1、113-1、112-2、110、109-1、109-2、109-3、111、109-4、118-1、119、122-7、122-8、122-9、122-12、122-1、122-10、122-13、122-14、123、133-1、134番地の土地（節婦市街地）</p> <p>◎字節婦町 J R 日高本線から海岸までの区域（節婦市街地）</p> <p>◎字節婦町22-3番地の土地の一部、30-2番地の土地の一部（保安林）</p> <p>土地（保安林）</p> <p>◎字節婦町71-11、71-12、71-16、71-17番地の土地（乗馬施設）</p> <p>◎字節婦町71-13、71-14、71-15番地の土地（乗馬公園）</p> <p>◎字節婦町71番20の土地の一部（従業員住宅の建設）</p>		

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含 める国(道)有地	備 考
A-2	字大狩部、字共栄、字東川、字美宇、字新和、字太陽、字里平の区域とする。	<p>◎字大狩部410、411、412-1番地の土地(保安林)</p> <p>◎字大狩部38-6、38-5、38-4、38-3、38-1、38-7、37-2、37-1、36-3、36-2、36-1、31-3、31-1、31-2、703、705、26-1、699、25-1、25-3、25-2、24、687-1、687-2、23、22、682、19、667、17、16、659、15-1、654、8-1、641、5、643、151-1、151-2、646番地の土地(海岸緑化保全区域)</p> <p>◎字大狩部147、650、143-1番地の土地(保安林)</p> <p>◎字大狩部98-1、93-1、93-2、93-3番地の土地(事務所用地)</p> <p>◎字大狩部77-1、79-1、79-3、80-17、80-8、80-21、80-20、80-22、80-7、80-18、80-6、80-12、80-19、80-23、80-11、80-1、80-16、80-5、80-15、80-13、80-14、80-10番地の土地(自然公園用地)</p> <p>◎字大狩部95-3、95-6、95-13番地の土地(従業員保養施設用地)</p> <p>◎字大狩部124-1、391-1番地の土地(花木苗木直売施設用地砂利置場)</p> <p>◎字大狩部120番地の土地(資材置場)</p> <p>◎字大狩部76-1番地の土地の一部(資材置場)</p> <p>◎字大狩部66-1番地の土地の一部(無線電話基地局)</p> <p>◎字大狩部75-1番地の土地の一部(農村広場、駐車場用地)</p> <p>◎字大狩部520-1、520-2、520-3、520-7、521-1、522-1、522-3、524、525-1、525-2、530、531-2、531-3、531-4、531-5、792-1、795、796、797、785、786番地の土地(土砂流出防備保安林)</p> <p>◎字大狩部391-1番地の土地の一部(農家住宅)</p> <p>◎字大狩部126-5番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字大狩部103-1番地の土地(重機・資材置場住宅等用地)</p> <p>◎字大狩部73-3、75-3番地の土地(資材置場用地)</p> <p>◎字大狩部64-1、64-31番地の土地(宅地)</p> <p>◎字大狩部283-5番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字大狩部44-4番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字大狩部106-3、117-7、124-2、117-6番地の土地、125-4、660-1、661-1、124-5、659、16、117-5、115-4、668-2、17、107-2、95-12番地の土地の一部(保安林)</p> <p>◎字大狩部436-5番地(農家住宅)</p> <p>◎字大狩部23、94-1、94-5、94-7、94-8、95-11、95-14、683-2、688-3番地の土地、688-2番地の土地の一部(保安林)</p> <p>◎字大狩部545-5番地の土地(農家住宅)</p> <p>◎字大狩部148-6番地の土地の一部(電気通信施設)</p> <p>◎字大狩部11-1番地の土地の一部(電気通信施設)</p> <p>◎字大狩部11-2番地の土地の一部(無線中継基地局)</p> <p>◎字大狩部298-4番地の土地(住宅)</p> <p>◎字大狩部750-3番地の土地(休養施設)</p> <p>◎字大狩部716-2番地の土地(取付道路)</p> <p>◎字大狩部95-2番地の土地の一部(移動通信用中継施設)</p> <p>◎字大狩部264-3番地の土地の一部(住宅、車庫ほか)</p> <p>◎字大狩部267-6、264-4、740-4番地の土地(通路)</p>	<p>国有林野 厚賀事業区 79林班い小斑 108林班い小斑の土地</p>	<p>国有林野 厚賀事業区 79林班い小斑2.6406ha 昭和53年10月11日53札管第763号認可</p> <p>厚賀事業区108林班い小斑6.2158ha 昭和53年10月11日53札管第763号認可</p>

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含 める国(道)有地	備 考
A-2		<p>◎字大狩部364-3、364-4番地の土地（事務所、住宅ほか）</p> <p>◎字大狩部44-2番地の土地の一部（無線電話基地局）</p> <p>◎字大狩部391-1番地の土地の一部（農家住宅、通作道路）</p> <p>◎字大狩部66-1番地の土地の一部（無線電話基地局）</p> <p>◎字大狩部620、621番の土地の一部（資材置場）</p> <p>◎字大狩部123番6の土地（農家住宅）</p> <p>◎字大狩部307番16、307番17の土地（農業従事者用住宅の建築）</p> <p>◎字大狩部66番1の土地の一部、68番2の土地の一部（従業員住宅の建築）</p> <p>◎字大狩部44番16の土地の一部（住宅の建築）</p> <p>◎大狩部82-1、82-2、84-8、87-2、88-2、711番地の土地（太陽光発電施設建設のため）</p> <p>◎字大狩部84-10番地の土地（太陽光発電施設建設のため）</p> <p>◎字大狩部65-4の土地の一部、66-1の土地の一部、707-1の土地の一部（送電鉄柱建設のため）</p> <p>◎字大狩部88-1の土地の一部、87-9の土地の一部（風力発電設備建設のため）</p> <p>◎字共栄128、157、162、163番地の土地（山林）</p> <p>◎字共栄290-2番地の土地の一部（無線電話基地局）</p> <p>◎字共栄322-1、322-2、330、340-1、340-2、340-3、340-4、340-5、340-6、340-7、340-8、340-9、340-10、340-11、340-12、340-13、340-14、344-1、344-2、344-3、343番地の土地（山林）</p> <p>◎字共栄318-2、319-1、319-4番地の土地（福祉施設用地）</p> <p>◎字共栄300-4番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字共栄296-4番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字共栄66-3番地の土地（住宅）</p> <p>◎字共栄298-3番地の土地（屋内運動場）</p> <p>◎字共栄296-5番地の土地（従業員住宅）</p> <p>◎字共栄64-3、66-5番地の土地（農家住宅、取付道路）</p> <p>◎字共栄94-4番地の土地（従業員住宅）</p> <p>◎字共栄317-8番地の土地の一部（農家住宅）</p> <p>◎字共栄1、3-5番地の土地（人口造林）</p> <p>◎字共栄296-6番地の土地（従業員住宅、倉庫建設）</p> <p>◎字共栄296番8の土地（従業員住宅）</p> <p>◎字共栄289番1の土地の一部（携帯電話無線基地局の新設）</p> <p>◎字共栄290番1の土地の一部（携帯電話の通信アンテナ設置）</p> <p>◎字東川328-1番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字東川37-1、38-2番地の土地の一部（土地造成）</p> <p>◎字東川37-1、38-2番地の土地の一部（農作道）</p> <p>◎字東川337-4、337-7、337-8、336-20、336-21、336-24番地の土地の一部（公衆用道路）</p> <p>◎字東川98-9番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字東川328-4番地の土地の一部（肥育牛舎、取付道路）</p> <p>◎字東川98-11番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字東川118-9番地の土地（農家住宅、取付道路）</p> <p>◎字東川7-5番地の土地の一部（無線電話基地局）</p> <p>◎字東川7-5番地の土地の一部（配水池）</p> <p>◎字東川181番25の土地（住宅の建設）</p> <p>◎字東川178番1の土地の一部（携帯電話無線基地局の新設）</p> <p>◎字東川199番4の土地の一部（電気通信設備【通信用アンテナ】設置のため）</p> <p>◎字美宇329-1、354番地の土地（交流施設用地）</p> <p>◎字美宇299-2、309、310-1の内の番地の土地（農村環境改善センター用地）</p> <p>◎字美宇191-1番地の土地（植林）</p>		

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含 める国(道)有地	備 考
		◎字美宇64-1番地の一部、289-4番地の土地の一部（無線電話基地局） ◎字美宇198-7番地の土地（農家住宅）		
		◎字美宇190-5、190-6、208-2、209-1番地の土地の一部（農家住宅） ◎字美宇199-12番地の土地（農家住宅） ◎字美宇318-7、318-8番地の土地（農家住宅） ◎字美宇268-8、268-9番地の土地（農家住宅） ◎字美宇115-1番地の土地の一部（牛舎） ◎字美宇330-4の土地（防火水槽用地） ◎字美宇368-1、371-2番地の土地、374-4、374-5番地の土地の一部（保安林） ◎字美宇207-2番地の土地（農家住宅）		

地区記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	農用地区域に含める国(道)有地	備考
A-2		<p>◎字美宇208-7、209-4番地の土地の一部（厩舎等）</p> <p>◎字美宇169-12番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字美宇169-14、169-16番地の土地（取付道路）</p> <p>◎字美宇314-1番地の土地の一部（厩舎、取付道路ほか）</p> <p>◎字美宇255-11番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字美宇339-1番地の土地の一部（住宅）</p> <p>◎字美宇344-2番地の土地の一部（無線電話基地局）</p> <p>◎字美宇330-5番地の土地（無線電話基地局）</p> <p>◎字美宇181番23、181番24、181番27の土地（農家住宅）</p> <p>◎字美宇155番28、155番31の土地の一部（携帯電話無線電話基地局の新設）</p> <p>◎字太陽204-5、204-21、204-15番地の土地（美術館用地）</p> <p>◎字太陽204-23、204-24、204-20、204-18、204-22、204-16、204-19、204-11、204-25、204-6、204-4番地の土地（太陽市街地）</p> <p>◎字太陽204-9、204-10、204-1、205、206番地の土地（山林）</p> <p>◎字太陽337-1、337-3、337-20番地の土地（豚舎、堆肥舎、離乳舎、糞尿溜枡）</p> <p>◎字太陽138-8番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字太陽294-3番地の土地（保安林）</p> <p>◎字太陽38-5、38-6番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字太陽264-4、266-2、266-4、267-4、268-2番地の土地（保安林）</p> <p>◎字太陽264-17、264-18番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字太陽142-17番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字太陽88-3番地の土地の一部（農家住宅）</p> <p>◎字太陽168-11番地の土地（住宅）</p> <p>◎字太陽186-13番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字太陽9、10-3、11、12-1番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字太陽318-20番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字太陽142-32番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字太陽296-1、294-4、294-5、300-9番地の土地の一部（保安林）</p> <p>◎字太陽176-15番地の土地（住宅）</p> <p>◎字太陽185-2番地の土地の一部（無線電話基地局）</p> <p>◎字太陽187-1番地の土地の一部（移動通信用中継施設）</p> <p>◎字太陽219-1番地の土地の一部（無線電話基地局）</p> <p>◎字太陽167-1の内、167-17、182-9、816-2、817-2（牛舎、バンカーサイロ及びスラリーストアの建築）</p> <p>◎字太陽217番6、217番7（農家住宅の建築）</p> <p>◎字太陽345番1の土地の一部（農家住宅の建築）</p> <p>◎字太陽300-1、300-2、300-5、300-6、300-7、300-8、300-9、300-10、300-11、300-12（駐車場設置のため）</p> <p>◎字新和117、118-1、140-2、143-1、143-2、143-3、143-4、144、147-1、148-1、149、150、151-1、151-2、156-1、157-1、158-1、158-3、160-1、161-1、162-1、163-1、163-2、163-5、163-6、164-1、164-2、164-3、164-4、165-1、166-2、166-1、167、169-1、170-1、170-3、172-3、172-1、172-4、174、175-2、176-1、176-2、177-1、177-2、177-5、181、296番地の土地（新和市街地）</p> <p>◎字新和187、201番地の土地（パーク堆肥製造施設用地）</p> <p>◎字新和23-1番地の土地の一部（農家住宅）</p> <p>◎字新和54-4、54-9番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字新和252-1、250-1番地の土地（保安林）</p> <p>◎字新和17-3番地の土地（農家住宅）</p> <p>◎字新和121-2番地の土地公共広場）</p> <p>◎字里平20-3、21-2番地の土地（公共用施設用地）</p>		

(2) 用途区分

下表の「地区記号及び区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区記号及び区域番号	用途区分
A-1	<p>混牧林地</p> <p>◎字西泊津 20-3、21、22、24、26、35、36-3、45-1、57-2、58-4、69-2、73、76、79、80-5、84、85-2、120-3、122-2、122-3、122-4、123-2番地の土地</p> <p>◎字東泊津 114、115、116、117、118、119、120、144、145、146、147、148、149-1、149-2、155-6、195、196、197、198、199、200番地の土地</p> <p>◎字高江 277-1、277-2、279、280、281、284-2、285-2番地の土地</p> <p>◎字朝日 408、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423番地の土地</p> <p>◎字緑丘 96、105、106番地の土地及び町有林68林班の土地</p> <p>◎字古岸 81、189、190、191-1、192、193-1番地の土地</p> <p>◎字万世 1-3、35-2、35-8、111-1、135、138、147-1、148-1、148-3、149、150、156-2、157-1、157-2、157-3、157-4、164、176-1、176-2、176-3、176-5、178-1、178-3、179-1、179-3、179-5、183-4、184、208-2、209番地の土地</p> <p>◎字明和 町有林71林班1～23小斑、36～41小斑の土地</p> <p>◎字新栄 169-1、170、171、172、173、179-2、180、181、182-2、183-1、184-1、185、187-1、189-1、196、203-1、204-1、204-3、205番地の土地</p> <p>◎字泉 8、9、10、12、13、26、27、71、72、73、74、77-1、77-2、78、79、80、83、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、174、183-1、184番地の土地混牧林地</p> <p>◎字岩清水 8、9、10、11、12、13、14-1、14-2、15、16、18-2、19-1、19-2、19-3、19-5、20-1、20-2、20-3、20-6、20-7、21、22、37、38、39、40番地の土地</p> <p>◎字若園 3-1、3-2、129-3、130-5、135-7、135-9、157-1、165-1、166、167、168、170、171、172、173、174、175、179-2、181-1、184-1、188-1、190-1、212番地の土地</p> <p>◎字節婦町 313番地の土地</p>

地区記号及び 区域番号	用 途 区 分
A-1	<p>採草放牧地 ◎字西泊津 17-2、17-3、17-4、18-1、18-2、19-1、19-2、19-3、20-5、20-6、20-7、20-8、20-10、20-11、20-13、20-18、20-19番地の土地</p> <p>◎字明和 192-3、192-7番地の土地</p> <p>◎字節婦町 46-1、46-2、47-1、47-2、48-1、48-2、49番地の土地</p> <p>農業用施設用地 現に世帯農業者が耕作又は養畜の業務に供している農業用施設用地であつて別に作成する図面（1:5,000）に表示した範囲の土地とする。</p> <p>農 地 上記混牧林地、採草放牧地、農業用施設用地として区分した区域以外の区域の土地とする。</p>
A-2	<p>混牧林地 ◎字大狩部 59-1、61、310-1、310-2、310-3、310-4、310-5、310-6、310-7、310-8、310-9、310-10、311-1、311-2、311-3、311-4、311-5、311-6、311-7、311-8、311-9、311-10、312-4、318、319、325-1、329-1、330-1、331-1、341-1、520-5、520-6、520-8、570、571、572、573、574、575、576-2、576-3、577、606、607、608、609、610、611、613-2、614-1、848、849-1、868、869番地の土地</p> <p>◎字共栄 323、324、325、326、327、328、329、331-2、331-3、332、341、342-1、342-2、351-2、351-4、352-1、352-2、353-1、353-2、354、355-1、355-2、355-3、355-5、376、378、379-2番地の土地</p> <p>◎字東川 303-1、328-1、336-1の一部番地の土地</p> <p>◎字美宇 190-1、190-2、190-3、190-4、190-5、190-6、192-1、193-1、194-1、195-1、195-4、195-5、202-1、202-2、202-3、205、206、208-1、218-1、218-2、219、220-1、220-2、220-3、220-4、220-5、220-6、220-7、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230-1、230-2、230-3、230-4、230-5、230-6、235、368番地の土地</p> <p>採草放牧地 ◎字大狩部 234-2、235、236、240、241、242、243-2、247-1、247-2、248-4、416-2、417、767、769、777、778番地の土地</p> <p>◎字共栄 359、360、361、362、363、364、365、432、433、434、435番地の土地</p> <p>農業用施設用地 現に世帯農業者が耕作又は養畜の業務に供している農業用施設用地であつて別に作成する図面（1:5,000）に表示した範囲の土地とする。</p> <p>農 地 上記混牧林地、採草放牧地、農業用施設用地として区分した区域以外の区域の土地とする。</p>